

第4号議案 豊田都市計画 地区計画の決定（花園地区計画）に関する意見書について

地区整備計画における地区施設（道路：地-2）について

意見書の要旨（1通1名）	市の見解
<p>1 交通安全に関すること</p> <p>住民の日常生活道路から高速道路の出入り口の設置により、一般車の通過道路に急速に変化しており、交通事故のリスクが高くなる。</p>	<p>1 地区施設となる地区防災道路(地-1～地-3)は、災害時の円滑な避難や消防活動等において緊急車両の通行を確保することを目的とし、必要な道路幅員を6.0mに設定しております。</p> <p>当該路線(地-2)の北西側の先線は、高速道路の側道に接続することから交通事故のリスクを軽減するため、公安委員会等と協議の上、通過交通の軽減や交通安全の対策を行います。</p>
<p>2 道路設計の配慮に関すること</p> <p>2-1 本来のコンセプトである防災道路から直線化を含め安易にスピードアップを図った通過道路へ変化している。丘陵地であり上下の勾配と地形上の死角を多数有しており、特に下り勾配でのスピードダウンの配慮が設計には必要である。</p> <p>2-2 行政は、住民に対し公平な負荷を課し、公平に受益を与えることを基本とし、仮にも一方に負担、一方に受益のみを与えて平穏なコミュニティを惹起するような企画を行なわないように望む。</p>	<p>2-1 当該路線は、幅員4.0m～5.6mの既設市道を6.0mに拡幅するもので、沿道には住宅地が接していることから、原則、現道の線形及び縦断に配慮した設計を行っており、安易な直線化は図っておらず、本道路の計画は適切なものと考えます。</p> <p>ただし、頂いたご意見にあるように高低差など地形的な条件から危険性の高い箇所については、公安委員会等と協議の上、交通安全対策を行ってまいります。</p> <p>2-2 本地区計画における地区防災道路(地-1～地-3)は、既設市道を有効幅員6.0mに整備するものでありますが、基本的には公平性を考慮し、現在の道路中心から両側へ3.0mの位置まで道路用地を確保します。ただし道路線形上、危険が伴うなどの場合に限り、道路の設計基準に則した上で、やむを得ず例外となる区間もあります。</p>